

刑罰抑制効果の検討

—「理性」重視の価値観に着目して—

白岩 祐子 (東京大学 大学院人文社会系研究科, shirayu@L.u-tokyo.ac.jp)

唐沢 かおり (東京大学 大学院人文社会系研究科, karasawa@L.u-tokyo.ac.jp)

The examination of the inhibitory effect on sentencing decisions: People's values of rational nature-oriented

Yuko Shiraiwa (Graduate School of Humanities and Sociology, University of Tokyo, Japan)

Kaori Karasawa (Graduate School of Humanities and Sociology, University of Tokyo, Japan)

Abstract

Lay person (Juror and citizen judge) have been assumed to decide emotionally rather than rationally, especially in the face of the victim's statements. The previous study, though, does not have support for this assumption: juror decision making is not always influenced by victim's statements. This study examined the individual sentencing process in a mock trial situation that both Japanese citizen judge system and victim participation system were applied. In particular, the sentencing decision process was examined in terms of vision of the judiciary with a high regard for rational nature. Study 1 that 95 undergraduate students participated in revealed that the view of criminal trial which lay weight on rational nature led to lenient sentencing to the defendant. Study 2 ($N = 390$) shows that the sentencing process noted above result from the motivation to be a "rational judge". Namely, so-called "emotional non-professional" lay person have values of rational nature-oriented to the criminal trial, and they are motivated to decide rationally not emotionally as they confront victim's statements, resulting make the lenient sentencing contrary to the victim's plea. Suggestions for unconformity of previous research and social implications were discussed.

Key words

citizen judge system, victim participation system, victim impact statement, dichotomy between rational nature and emotion, sentencing decision

1. 序論

本研究は、裁判員制度と被害者参加制度が適用される刑事裁判で、個人が裁判員として下す量刑判断について検討する。

1.1 市民の裁判参加

2009年から始まった裁判員制度により、一般市民は裁判員として刑事裁判に出席し、職業裁判官とともに被告人が有罪かどうか、有罪である場合どのような刑に処するか(量刑)を評議・決定している。また2008年に始まった被害者参加制度によって、希望する犯罪被害者⁽¹⁾は、検察官の補助的な立場として裁判に参加することができるようになった。公判中、被害者は検察官の近くに座り、裁判所の許可を得た上で被告人質問や意見陳述などを行うことができる。

両制度はそれぞれ、刑事裁判に市民の感覚や常識(法務省, 2006)、被害者の視点を取り入れること(京野, 2007)を通じて、司法に対する人々の信頼を深めることを目的としている。殺人・傷害致死など重大事件の裁判では両制度が重複して適用されるため、これらの事件では「被害者の発言によって裁判員の下す量刑は重くなる」という予測が提起されてきた(e.g., 朝日新聞, 2007; 足立, 2007; 日本弁護士連合会, 2007; 読売新聞, 2007)。

この予測は、市民による裁判参加の長い歴史をもつ諸外国でも検証されてきたが⁽²⁾、結果は必ずしも一貫していない(Salerno & Bottoms, 2009)。被害者の発言は重い量刑につながる(Blumenthal, 2009; Butler, 2008; Fosterlee, Fox, Fosterlee, & Ho, 2004; Luginbuhl & Burkhead, 1995; Paternoster & Deise, 2011)との報告がある一方、被害者の発言と量刑は関連しない(Erez & Roeger, 1995; Erez & Tontodonato, 1990; Hills & Thomson, 1999; Myers, Lynn, & Arbuthnot, 2002; Nadler & Rose, 2003)という報告もなされている。いずれにしろ、これらの研究はみな、被害者の発言が量刑判断を厳しくする効果、すなわち刑罰促進効果を検討しているが、本研究では以下の理由から、被害者の発言による刑罰抑制効果に着目する。

1.2 刑罰抑制効果

白岩・唐沢(2013)は、被害者の発言を含む傷害致死事件の裁判シナリオを、裁判員として読むよう参加者に求めた。この実験で明らかになったのは、参加者が「被害者の発言に自分は影響されていない」と考える傾向にあること(インパクトの否認)、この否認は、被害者参加制度に対する否定的な態度と量刑判断とを媒介することであった。つまり、被害者の裁判参加を否定的に捉える人ほど、被害者の発言による自分への影響を否認し、被告人に軽い量刑を科したわけである。

このプロセスには、ある固有の価値観が関わっていると考えられてきた(白岩・荻原・唐沢, 2012; 白岩・唐沢, 2015)。社会には元来、理性と感情を対立的に捉える枠組みが存在する(ダマシオ, 2013; ヌスバウム, 2010)。この

うち感情は、認知を偏らせ合理的な思考を妨害する要素とみなされてきた (Eisenberg, 2000)。こうした理性と感情の対立的な理解にもとづき、我々は裁判に対しても、「感情ではなく理性に依拠するべき」という素朴な価値観を抱いている (Wiener, Bornstein, & Voss, 2006)⁽³⁾。この指摘にもとづくならば、「理性的であるべき」裁判で、「感情的」な被害者 (白岩・唐沢, 2015) の発言に影響されることを、人々は否定的に捉えるだろう。実際、被害者参加制度への反対理由 (自由記述) を分析した白岩他 (2012) は、主たる反対理由がこうした裁判観・被害者観にあることを指摘している。

1.3 本研究の目的

これらの研究は、被害者の発言が刑罰促進効果だけでなく刑罰抑制効果をもたらすこと、そのプロセスには、裁判において「理性」を重視する価値観が関わっていることを示唆している。しかし、この予測は示唆の域を越えておらず、また主として大学生を対象とする研究にもとづくことから、結果の一般化は制限される可能性がある。こうした課題を解消するため、本研究では以下2つのシナリオ実験を行う。研究1では、「理性」重視の裁判観を指標化して測定するとともに、「被害者参加制度への否定的な態度が、被害者の発言によるインパクトの否認を介して軽い量刑判断に至る」という先述のプロセスが、さらに「理性」重視の裁判観に規定されていることを確認する。研究2では、このプロセスに動機が関わっていることを明らかにするとともに、一般市民を対象とすることで知見の一般化をはかる。

2. 研究1

第一に、「理性」重視の裁判観を起点とする量刑判断プロセスを明らかにする。具体的には、「理性的であるべき」という裁判観は被害者参加制度への反対を強め、さらに、被害者の発言によるインパクトの否認を通じて、被告人に科す量刑が軽くなる、というプロセスを検討する (仮説1)。第二に、教示によるこのプロセスの変容可能性を検討する。具体的には、「被告人だけでなく被害者の言い分も聞く」という教示によって、被害者の裁判参加を正当化した場合の上記プロセスの変化を確認する。予測されるのは、「理性」重視の裁判観から被害者参加制度への否定的な態度に向かう正のパスの有意性が、教示によって解消するというものである (仮説2)。

2.1 方法

2.1.1 参加者と手続き

東京都内にある国立大学2校の学生95名 (男性33名・女性61名・不明1名、平均年齢19.26歳、 $SD = 0.72$) が質問紙を用いたシナリオ実験に参加した。

2.2 質問紙

質問紙は以下の設問と教示、事件概要・裁判シナリオから構成された。教示や設問は白岩他 (2012) と白岩・

唐沢 (2013; 2015) を、事件概要と裁判シナリオは白岩・唐沢 (2013) を踏襲した。

2.2.1 「理性」重視の裁判観

「裁判では、理性的・客観的な判断だけが求められる」「裁判官・裁判員の判断は、事件関係者の感情的な意見に影響されるべきではない」の2項目を測定した (まったくそう思わない (1) ~とてもそう思う (7) の7件法: $r = .62$)。分析にはこれらの評定平均値を用いた。

2.2.2 裁判員制度・被害者参加制度の説明

両制度が刑事裁判に導入された旨と制度概要を提示した。具体的には、「2008年から2009年にかけて、次のような2つの制度が刑事裁判に導入されました」というリード文に続けて、裁判員制度については「一般市民6名が裁判に参加し、3名の裁判官と一緒に、被告人 (加害者) の有罪・無罪や量刑を決める制度」との説明を、被害者参加制度については「事件の被害者やその遺族、弁護士が裁判に参加して、被告人に質問したり、自分の意見を述べたりすることができる制度」との説明を示した。

2.2.3 被害者参加制度の目的教示

参加者の半数にはさらに、「被害者参加制度が導入される前、裁判は被告人と弁護士、検察官、裁判官から構成されていました。事件の両当事者の言い分に耳を傾けるため、この制度によって、裁判に被害者や遺族、弁護士が加わることになったのです」という一文を提示した。残りの半数には何も示さなかった。

2.2.4 目的教示の操作チェック項目

「被害者参加制度によって、裁判の公平さはどのようになったと思いますか」を尋ねた (まったく公平でなくなった (1) ~とても公平になった (7) の7件法)。

2.2.5 被害者参加制度への否定的な態度

「被害者参加制度について、あなたはどのように思いますか」を尋ねた (とても反対 (1) ~とても賛成 (7) の7件法を逆転して使用した)。

2.2.6 事件概要と裁判シナリオ

ある事件の裁判員に選ばれたという想定で読むよう伝えた上、事件概要 (被告人が罪状を認めている傷害致死事件) と裁判シナリオを提示した。裁判シナリオには、「被告人弁護士による陳述」「被害者 (父親) による被告人質問」「検察官による論告・求刑」「被害者による論告・求刑」「被告人弁護士の弁論」が含まれた。

2.2.7 被害者の発言によるインパクトの否認

「被害者 (父親) の発言に、あなたはどの程度心を動かされましたか」を尋ねた (まったく動かされなかった (1) ~とても動かされた (7) の7件法)。

2.2.8 事件概要の理解度チェック項目

事件概要を正しく読み取っていることを確認するため、「あなたは、被告人の処分をどのように判断しますか」を尋ねた（無罪・有罪）。

2.2.9 量刑判断（年数）

「あなたは、被告人にどのような量刑を下しますか」を尋ねた（3年～20年）。

3. 結果と考察

全変数の平均値（SD）と相関を表1に示す。

3.1 事件概要の理解度および目的教示の操作チェック

罪状を認めている被告人を「無罪」とした2名のデータを除外した（前掲の参加者人数は除外後）。次に、被害者参加制度の目的教示の有無を独立変数、操作チェック項目を従属変数とする分散分析を行った。教示なし条件（ $M = 3.81, SD = 1.09, n = 52$ ）と教示あり条件（ $M = 4.33, SD = 0.94, n = 43$ ）には有意差が認められたため（ $F(1, 93) = 6.62, p < .05$ ）、操作は成功したと考えられる。

3.2 量刑判断プロセス

「理性的であるべき」という裁判観が、被害者参加制度に対する否定的な態度と、被害者の発言によるインパクトの否認を介して、被告人に対する刑罰を抑制するというプロセスを、パス解析によって検討した。分析は制度の目的教示の有無別に行った（図1： $\chi^2(6) = 3.80, n.s., CFI = 1.000, NFI = .858, RMSEA = .000$ ）。

制度の目的教示なし条件では、先行研究（白岩・唐沢, 2013）通り、被害者参加制度に対する否定的な態度が、

被害者の発言による影響の否認を介して軽い量刑につながっていた。さらに、「理性」重視の裁判観から、被害者参加制度に対する否定的な態度への正のパスも有意傾向であった。仮説1は支持されたと結論できる。

また仮説2も支持され、制度の目的教示あり条件では、「理性」重視の裁判観から、被害者参加制度への否定的な態度に向かう正のパスは有意でなくなった。教示により被害者の裁判参加が正当化されたことで、「理性」重視の裁判観の強さは、必ずしも被害者の裁判参加への否定的な態度に結びつかなくなったものと考えられる。

4. 研究2

序論の議論にもとづけば、研究1（被害者参加制度の目的教示なし条件）で得られた刑罰抑制効果には、「理性的に判断したい」という個人の動機が関わっていると解釈される。しかしこの結果は、「理性を重視する人は被害者の発言に（本当に）影響されていない」ことを単に示している可能性がある。そこで研究2では、「理性」重視の裁判観が強い人ほどそうした判断を動機づけられ、被害者の発言による影響を否認するとともに、被告人に科す量刑も抑制する、というプロセスについて検討する（目的1）。また一般の人々を対象とすることで研究1の結果の一般化をはかる（目的2）。

さらに、刑罰抑制効果が生じる範囲を特定するため、発言者の属性（被害者／検察官）を操作する（目的3）。刑罰抑制効果が法廷での被害者の発言に限定して生じるのであれば、被害者発言条件でのみ目的1のプロセスは確認されるだろう。発言者によらず感情的な発言一般について刑罰抑制効果が生じるのであれば、検察官発言条件においても目的1のプロセスが生起するはずである。

表1：各変数の平均値（SD）および相関係数

	M (SD)	1	2	3	4
1「理性」重視の裁判観	5.01 (1.27)	—			
2被害者参加制度への否定的態度	3.39 (1.22)	.15	—		
3インパクトの否認	3.62 (1.48)	.01	.21*	—	
4量刑判断（年数）	9.33 (3.72)	-.03	-.11	-.39***	—

注：* $p < .05$, *** $p < .001$

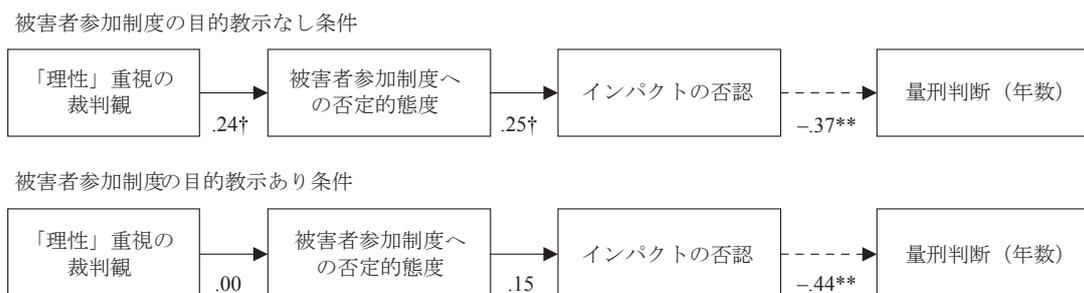


図1：量刑判断を被説明変数とするパス解析の結果

注：† $p < .10$, ** $p < .01$ 値は標準偏回帰係数であり実線は正の効果、点線は負の効果を示す。

4.1 方法

4.1.1 参加者と手続き

民間調査会社のパネルに登録する20歳から69歳までの390名（男性185名、女性205名、平均年齢44.03歳、 $SD = 13.82$ ）がオンライン上で、質問紙を用いたシナリオ実験に参加した。

4.2 質問紙

4.2.1 裁判員制度・被害者参加制度の説明

研究1と同様、裁判員制度と被害者参加制度が刑事裁判に導入された旨と、各制度の趣旨を提示した。

4.2.2 「理性」重視の裁判観

「裁判官・裁判員は、理性的で冷静な判断を下すことが求められている」「裁判では、証拠にもとづいた客観的な判断が下される必要がある」の2項目を測定した（まったくそう思わない（1）～とてもそう思う（7）の7件法： $r = .68$ ）。分析にはこれらの評定平均値を用いた。

4.2.3 「理性」重視の判断動機

「あなた自身が、裁判員制度と被害者参加制度がともに適用される裁判に、裁判員として参加するとしたら、どのような態度でのぞみたいですか」というリード文に続けて、「理性的で冷静な判断を下したい」「証拠にもとづいた客観的な判断を下したい」の2項目を測定した（まったくそう思わない（1）～とてもそう思う（7）の7件法： $r = .78$ ）。分析にはこれらの評定平均値を用いた。

4.2.4 事件概要と裁判シナリオ

ある事件の裁判員に選ばれたという想定で読むよう伝えた上、先行研究（白岩・唐沢, 2013）とほぼ同じ事件概

要（被告人が罪状を認めている殺人事件）と裁判シナリオを提示した。裁判シナリオには、「被告人弁護人による陳述」「被害者（母親）／検察官による被告人質問」「検察官と被害者（母親）／検察官のみによる論告・求刑」「被告人弁護人の弁論」が含まれた。

4.2.5 事件概要の理解度チェック項目

事件概要を正しく読み取っていることを確認するため、「あなたは、被告人の処分をどのように判断しますか」を尋ねた（無罪か有罪か）。

4.2.6 量刑判断（年数）

「あなたは、被告人にどのような量刑を下しますか」を尋ねた（5年～20年）。

4.2.7 被害者／検察官の発言によるインパクトの否認

「被害者（母親）／検察官の発言に、あなたはどの程度心を動かされましたか」を尋ねた（まったく動かされなかった（1）～とても動かされた（7）の7件法）。

5. 結果と考察

本分析で扱ったすべての変数の平均値（ SD ）と相関を表2に示す。

5.1 事件概要の理解度チェック

罪状を認めている被告人を「無罪」とした10名のデータを除外した（前掲の参加者人数は除外後）。

5.2 量刑判断プロセス

「理性的であるべき」という裁判観が、「理性的に判断したい」という動機と、「自分は被害者／検察官の発言に

表2：各変数の平均値（ SD ）および相関係数

	$M (SD)$	1	2	3	4
1 「理性」重視の裁判観	6.18 (1.15)	—			
2 「理性」重視の判断動機	5.94 (1.19)	.62***	—		
3 インパクトの否認	4.56 (1.41)	.06	.08	—	
4 量刑判断（年数）	8.01 (4.35)	.03	-.00	-.07	—

注：*** $p < .001$

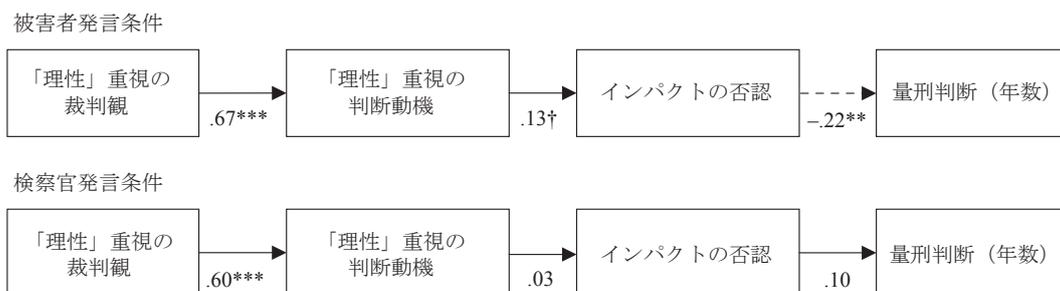


図2：量刑判断を被説明変数とするパス解析の結果

注：† $p < .10$, ** $p < .01$, *** $p < .001$ 値は標準偏帰係数であり実線は正の効果、点線は負の効果を示す。

心を動かされていない」というインパクトの否認を介して、被告人に軽い量刑を科すまでのプロセスを、パス解析によって検討した。分析は発言者（被害者／検察官）別に行った（図2： $\chi^2(6) = 6.09, n.s., CFI = .999, NFI = .968, RMSEA = .006$ ）。

被害者発言条件では、「理性」重視の裁判観が強い人ほど、理性的な判断を動機づけられて被害者の発言による影響を否認し、被告人に軽い量刑を科すプロセスが確認された。一方、検察官発言条件では、「理性」を重視する人ほど理性的な判断を動機づけられる点は被害者発言条件と同様であったが、「理性」重視の裁判観や動機が強い人でも、検察官の発言によるインパクトは否認されることが確認された。

以上の結果から、研究1で得られた刑罰抑制効果は、「理性的に判断したい」という動機を介して生じている可能性が示された（目的1）。このプロセスは大学生のみならず一般の人々にも見いだされた（目的2）。さらに、刑罰抑制効果は被害者の発言に対してのみ生じることが確認された（目的3）。

6. 総合考察

本研究は、被害者の発言がもたらす刑罰抑制効果に着目し、このプロセスが「理性」を重視する価値観に起因しているという予測を検討した。明らかになったのは以下である。第一に、「裁判は理性的に行われるべき」と信じている人ほど、被害者の裁判参加に反対したり（研究1）、「理性的に判断したい」と動機づけられたりするとともに（研究2）、厳刑を求める被害者の発言に自分は影響されていないと考え、実際、被告人に対する刑罰を抑制した（研究1・2）。

第二に、裁判において「理性」を重視する人は、公平性の向上という被害者参加制度の意義づけを与えられてはじめて、被害者の裁判参加に反対したり、被害者の発言による影響を否認したりしなくなった（研究1）。また、被害者の代わりに検察官が発言した場合、刑罰抑制効果は消失した（研究2）。この結果は、裁判での「理性」を重視する人が「裁判にそぐわない」と捉えているのは、感情をあらわにする発言そのものではなく、「被害者」という属性であることを示唆している。被害者ステレオタイプ（白岩・唐沢, 2015）、すなわち、被害者はほぼ自動的に「感情的」とラベルづけされる傾向をふまえると、法廷で被害者が発言することはその発言内容に関わらず、こうした裁判観・被害者観を保持する人においてネガティブな反応を引き起こす可能性がある。

第三に、上記の結果は大学生、一般人を問わず見いだされた（研究2）。このことから、本研究で得た結果——人は裁判員としての役割を与えられたとき、「理性的であるべき」という価値観やこれを遵守しようとする動機ゆえに、被害者の発言に影響されないよう自制し、その結果として被告人に対する量刑を抑制する——は普遍的な傾向であることが示唆された。

7. 研究の意義と今後の展望

先行研究、マスメディアや司法関係者はもっぱら、被害者の発言がもつ刑罰促進効果に注目してきた。確かに、「被害者が法廷で発言すると、一般人は同情して被告人に重い刑罰を科す」という予測は自明であるように思われる。しかし、先述の通り、この予測は実証的には必ずしも支持されていない。結果が一貫しない理由として本研究は、被害者の発言が正反対の効果をももたらすことを示すとともに、この効果が「裁判は理性的であるべき」という価値観や、「被害者は感情的な要素を持ち込む」というステレオタイプに起因していることを明らかにした。

元来、刑事裁判は感情的要素を排し理性のみを追求する場ではない。職業裁判官が従来から、同情すべき点などを考慮して被告人の刑罰を軽減したり、被害者の意見を取り入れて刑罰を重くしたり（前田・合田・井上・野原, 2007）してきたことから、刑事裁判が「理性」のみを重視していないことは明らかである。心理学的にみても、理性や認知と感情を対立的に捉える見方は変化しつつあり、近年では、両プロセスは切り離すことができないと指摘されている（Duncan & Barrett, 2007）。しかし、一般の人々の間ではなお理性と感情をめぐる素朴な二元論が根強く、また司法と被害者に対する観念的な理解も相まって、被害者の影響力を法廷から排除するよう動機づけられることがある。「被害者の発言に心を動かされていない」という自己認知は、こうした価値観や動機のあらわれであり、被告人に対する量刑を抑制するのは、こうした価値観や動機の実践だと考えられるだろう。

以上をふまえて本研究の意義を挙げるならば、第一に、個人の量刑判断プロセスを総合的に理解する上では、被害者の発言がもつ刑罰促進効果だけでなく、刑罰抑制効果も考慮する必要があること、このプロセスには、裁判や司法および被害者に対する人々の信念・ステレオタイプが関わっていることを示した。第二に、本研究は、これまで社会的に共有されてきた市民像——「感情や感覚など、その場で立ち上がる衝動に突き動かされる存在」——を見直す必要性を提起した。人々は、司法実務よりはるかに厳格で独特の「規範」を内在化し、自発的にこれを実践しようと努める傾向を有している。したがって、従来の一面的な市民像にのみ依拠して運用を進めれば、人々の健全な感覚や常識の反映という、裁判員制度本来の目的は実現困難になるだろう。第三に、裁判員制度は当初、司法と国民の常識の乖離を埋める役割を果たすことが期待されていた。これに対し本研究は、国民の「常識」の内実について、我々がいまだ正確な把握には至っていない可能性を提起した。

今後は、シナリオではなくリアリティの高い模擬裁判で結果を追試し、得られた知見を補強していくことが求められる。

謝辞

本研究はJSPS 科研費（26284001、16H03726）の助成を受けた。

注

- (1) 本稿では基本的に、被害者とその遺族を「被害者」と総称する。
- (2) 欧米には、裁判員制度に相当する陪審制度、被害者参加制度に類似した Victim Impact Statement が存在する。
- (3) 最高裁判所（2000）が司法制度改革審議会に提出した意見書には、「裁判は多数の人々の利害や感情ではなく、論理と証拠にもとづいた理性的な判断がなされるべき」という趣旨の記述がみられる。このような価値観は、司法関係者のみならずひろく社会一般に共有されているとヌスバウム（2010）は指摘している。

引用文献

- 足立昌勝（2007）. 刑事訴訟への犯罪被害者の参加と裁判員制度. 法と民主主義, 423, 41-43.
- 朝日新聞（2007）. 被害者参加 真実解明との両立を. 2月2日朝刊.
- Blumenthal, J. A. (2009). Affective forecasting and capital sentencing: Reducing the effect of victim impact statements. *American Criminal Law Review*, 46, 107-125.
- Butler, B. (2008). The role of death qualification in venirepersons' susceptibility to victim impact statements. *Psychology, Crime & Law*, 14, 133-141.
- ダマシオ, A. R., 田中三彦（訳）（2013）. デカルトの誤り—情動、理性、人間の脳—. 筑摩書房. (Damasio, A. R. (1994). *Descartes's error: Emotion, reason, and the human brain*. New York: Putnam Adult.)
- Duncan, S. & Barrett, L. F. (2007). Affect is a form of cognition: A neurobiological analysis. *Cognition and Emotion*, 21, 1184-1211.
- Eisenberg, N. (2000). Emotion, regulation, and moral development. *Annual Review of Psychology*, 51, 665-697.
- Erez, E. & Tontodonato, P. (1990). The effect of victim participation in sentencing on sentence outcome. *Criminology*, 28, 451-474.
- Erez, E. & Roeger, L. (1995). The effect of victim impact statements on sentencing patterns and outcomes: The Australian experience. *Journal of Criminal Justice*, 23, 363-375.
- Fosterlee, L., Fox, G. B., Fosterlee, R., & Ho, R. (2004). The effects of a victim impact statement and gender on juror information processing in a criminal trial: Does the punishment fit the crime? *Australian Psychologist*, 39, 57-67.
- Hills, A. M. & Thomson, D. M. (1999). Should victim impact influence sentences?: Understanding the community's justice reasoning. *Behavioral Sciences and the Law*, 17, 661-671.
- 法務省（2006）. 法制審議会刑事法（裁判員制度関係）部会第1回会議議事録. http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_061218-1.html. (2011年4月26日)
- 京野哲也（2007）. 今後の課題 岡村勲（編）犯罪被害者のための新しい刑事司法. 明石書店. pp.253-264.
- Luginbuhl, J. & Burkhead, M. (1995). Victim impact evidence in a capital trial: Encouraging votes death. *American Journal of Criminal Justice*, 20, 1-16.
- 前田雅英・合田悦三・井上豊・野原俊郎（2007）. 量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究—殺人罪の事案を素材として—. 司法研修所.
- Myers, B., Lynn, S. J., & Arbuthnot, J. (2002). Victim impact testimony and juror judgments: The effects of harm information and witness demeanor. *Journal of Applied Social Psychology*, 32, 2393-2412.
- Nadler, J. & Rose, M. R. (2003). Victim impact testimony and the psychology punishment. *Cornel Law Review*, 88, 419-456.
- 日本弁護士連合会（2007）. 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる被害者参加制度に対する意見書. <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070501.html>. (2009年11月17日)
- ヌスバウム M., 河野哲也（訳）（2010）. 感情と法—現代アメリカ社会の政治的リベラリズム—. 慶應義塾大学出版会 (Nussbaum, M. C. (2004). *Hiding from Humanity*. New Jersey: Princeton University Press.)
- Paternoster, R. & Deise, J. (2011). A heavy thumb on the scale: The effect of victim impact evidence on capital decision making. *Criminology*, 49, 129-161.
- 最高裁判所（2000）. 国民の司法参加に関する裁判所の意見司法制度改革審議会第30回配布資料（別紙5）. <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai30/30siryu.html>. (2009年10月1日)
- Salerno, J. M., & Bottoms, B. L. (2009). Emotional evidence and jurors' judgments: The promise of neuroscience for informing psychology and law. *Behavioral Sciences and the Law*, 27, 273-296.
- 白岩祐子・荻原ゆかり・唐沢かおり（2012）. 裁判シナリオにおける非対称な認知の検討—被害者参加制度への態度や量刑判断との関係から—. 社会心理学研究, 28, 41-50.
- 白岩祐子・唐沢かおり（2013）. 被害者参加人の発言および被害者参加制度への態度が量刑判断に与える影響. 実験社会心理学研究, 53, 12-21.
- 白岩祐子・唐沢かおり（2015）. 量刑判断に対する増進・抑制効果の検討—被害者への同情と裁判に対する規範的なイメージに着目して—. 感情心理学研究, 22, 110-117.
- Wiener, R. L., Bornstein, B. H., & Voss, A. (2006). Emotion and the law: A framework for inquiry. *Law and Human Behavior*, 30, 231-248.
- 読売新聞（2007）. 被害者参加制度 導入には慎重な議論が必要だ. 2月3日朝刊.

(受稿：2017年1月28日 受理：2017年2月15日)